

鳥取市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月20日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第47号

鳥取市職員給与条例等の一部を改正する条例

(鳥取市職員給与条例の一部改正)

第1条 鳥取市職員給与条例(昭和26年鳥取市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第6条の4第1項中「307,800円」を「308,000円」に改める。

第22条の7第2項第1号中「掲げる額」を「定める額」に、「100分の80」を「100分の90」に、「100分の100」を「100分の110」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に、「100分の47.5」を「100分の52.5」に改める。

第25条の見出し中「臨時的任用職員」の次に「及び非常勤職員」を加え、同条中「臨時的に任用する職員」の次に「及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

一般行政職給料表

職員 <small>の</small> 職務 <small>の</small> 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
---	----	----	----	----	----	----	----	----

区分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	

30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200	
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600	
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300	
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800	
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200	
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600	
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000	
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400	
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800	
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200	
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500	
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800	
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200	
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500	

60	223, 200	275, 900	323, 300	363, 400	379, 800	402, 700	443, 800
61	223, 900	277, 100	324, 000	363, 800	380, 200	403, 000	444, 100
62	224, 900	278, 100	324, 900	364, 400	380, 900	403, 300	
63	225, 700	279, 000	325, 700	365, 100	381, 500	403, 600	
64	226, 600	280, 000	326, 500	365, 800	382, 100	403, 900	
65	227, 300	280, 700	327, 400	366, 100	382, 500	404, 200	
66	228, 100	281, 600	327, 800	366, 800	383, 100	404, 500	
67	229, 000	282, 300	328, 500	367, 500	383, 700	404, 800	
68	230, 100	283, 200	329, 300	368, 200	384, 300	405, 100	
69	230, 800	284, 200	330, 100	368, 500	384, 700	405, 300	
70	231, 500	285, 000	330, 800	369, 100	385, 200	405, 600	
71	232, 100	285, 800	331, 500	369, 800	385, 700	405, 900	
72	232, 900	286, 600	332, 200	370, 400	386, 300	406, 200	
73	233, 700	287, 400	332, 700	370, 700	386, 600	406, 400	
74	234, 400	287, 900	333, 300	371, 300	387, 000	406, 700	
75	235, 100	288, 300	333, 800	372, 000	387, 400	407, 000	
76	235, 700	288, 800	334, 400	372, 600	387, 800	407, 200	
77	236, 400	288, 900	334, 700	373, 000	388, 100	407, 400	
78	237, 200	289, 300	335, 200	373, 500	388, 400	407, 700	
79	238, 000	289, 500	335, 600	374, 100	388, 700	408, 000	
80	238, 700	289, 900	336, 100	374, 600	389, 000	408, 200	
81	239, 400	290, 100	336, 500	375, 100	389, 200	408, 400	
82	240, 100	290, 300	337, 000	375, 700	389, 500	408, 700	
83	240, 800	290, 700	337, 500	376, 200	389, 800	409, 000	
84	241, 500	291, 000	338, 000	376, 500	390, 000	409, 200	
85	242, 100	291, 300	338, 300	376, 900	390, 200	409, 400	
86	242, 800	291, 600	338, 700	377, 400	390, 500		
87	243, 500	291, 900	339, 200	377, 800	390, 800		
88	244, 200	292, 300	339, 600	378, 200	391, 000		
89	244, 900	292, 600	339, 900	378, 600	391, 200		

90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500			
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800			
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000			
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200			
94		294,000	341,800					
95		294,400	342,300					
96		294,800	342,700					
97		295,000	342,800					
98		295,300	343,300					
99		295,700	343,700					
100		296,100	344,000					
101		296,300	344,300					
102		296,600	344,700					
103		297,000	345,100					
104		297,300	345,500					
105		297,500	346,000					
106		297,800	346,400					
107		298,200	346,800					
108		298,500	347,200					
109		298,700	347,700					
110		299,100	348,100					
111		299,500	348,400					
112		299,800	348,700					
113		299,900	349,200					
114		300,200						
115		300,500						
116		300,900						
117		301,100						
118		301,300						
119		301,600						

	120		301,900						
	121		302,300						
	122		302,500						
	123		302,800						
	124		303,100						
	125		303,400						
再任用 職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100

備考 この表は、医療職給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

職員 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員 以外 の 職員		円	円	円	円
	1	245,200	330,500	395,500	470,600
	2	247,700	333,500	398,400	472,900
	3	250,200	336,400	401,300	475,100
	4	252,700	339,400	404,100	477,400
	5	255,000	342,100	406,800	479,700
	6	258,800	345,400	409,500	481,900
	7	262,600	348,500	412,300	484,100
	8	266,400	351,600	415,000	486,300
	9	270,000	354,500	417,500	488,300
	10	274,000	357,400	420,200	490,400
	11	278,000	360,500	422,900	492,500
	12	282,000	363,700	425,600	494,600
	13	285,800	366,700	428,000	496,700
14	289,800	370,300	430,500	498,800	

15	293,700	373,500	432,900	500,900
16	297,600	377,200	435,400	503,000
17	301,400	380,800	437,600	505,100
18	305,000	383,500	440,000	507,100
19	308,500	386,300	442,400	509,100
20	312,100	389,000	444,800	511,100
21	315,700	391,900	446,600	512,900
22	319,400	394,500	449,000	514,700
23	322,900	397,100	451,400	516,600
24	326,400	399,500	453,700	518,500
25	329,900	401,800	455,800	520,200
26	332,700	404,100	458,100	522,000
27	335,300	406,400	460,300	523,800
28	337,900	408,700	462,600	525,600
29	340,700	411,000	464,800	527,400
30	342,800	413,100	467,100	529,200
31	345,000	415,100	469,400	531,000
32	347,400	417,200	471,600	532,800
33	349,700	419,300	473,600	534,400
34	352,100	421,200	475,700	536,200
35	354,300	423,200	477,800	537,900
36	356,800	425,200	479,900	539,700
37	359,200	427,200	482,000	541,300
38	361,600	429,200	483,800	542,900
39	364,000	431,200	485,600	544,300
40	366,200	433,200	487,400	545,900

41	368,500	435,100	489,100	547,400
42	369,900	436,900	490,900	548,800
43	371,400	438,600	492,700	550,200
44	372,800	440,400	494,500	551,500
45	374,300	442,300	496,100	552,700
46	375,700	444,100	497,800	553,700
47	377,200	445,900	499,600	554,700
48	378,700	447,600	501,400	555,700
49	379,900	449,400	503,000	556,700
50	380,900	451,100	504,300	557,600
51	381,900	452,900	505,600	558,500
52	382,800	454,700	506,900	559,400
53	383,800	456,600	508,100	560,200
54	384,700	457,800	509,400	561,100
55	385,600	459,000	510,700	562,000
56	386,500	460,200	512,000	562,900
57	387,400	461,400	513,000	563,800
58	388,300	462,400	513,800	564,700
59	389,100	463,400	514,600	565,600
60	389,900	464,400	515,400	566,300
61	390,600	465,200	516,300	567,200
62	391,100	465,900	517,100	568,100
63	391,500	466,600	518,000	569,000
64	392,000	467,300	518,800	569,900
65	392,300	468,000	519,700	570,800
66		468,700	520,600	
67		469,400	521,300	

68	470,100	522,200
69	470,500	523,100
70	471,200	523,900
71	471,900	524,800
72	472,600	525,700
73	473,000	526,500
74	473,600	527,400
75	474,300	528,300
76	475,000	529,000
77	475,400	529,800
78	476,000	530,700
79	476,600	531,600
80	477,100	532,500
81	477,700	533,300
82	478,200	534,200
83	478,700	535,100
84	479,200	536,000
85	479,600	536,800
86	480,200	537,700
87	480,600	538,600
88	481,100	539,500
89	481,600	540,300
90	482,200	
91	482,800	
92	483,200	
93	483,700	
94	484,300	
95	484,900	

	96		485,500		
	97		486,000		
再任用 職員		295,400	337,800	392,200	465,200

備考 この表は、診療所に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

第2条 鳥取市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第7条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（一般行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

第8条第1項中「いずれかに該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項中第3号及び第4号を削り、同条第2項中「扶養親族がない」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係る事実がない場合においてその」に、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶

養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号」に改め、「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員等が8級職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員等以外のものが8級職員等となった場合
- (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第22条の7第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に、「100分の52.5」を「100分の50」に改める。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和28年鳥取市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項及び第3条第3項中「100分の157.5」とするを「100分の167.5」とするに改める。

第4条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「100分の157.5」を「100分の155」に、「100分の167.5」を「100分の170」に改める。

第3条第3項中「100分の157.5」を「100分の155」に、「100分の167.5」を「100分の170」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年鳥取市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「371,000円」を「372,000円」に、「419,000円」を「420,000円」に改める。

第8条第1項の表中「157,300円」を「158,800円」に、「176,700円」を「178,200円」に、「219,200円」を「220,600円」に改める。

第10条第5項中「100分の157.5」とするを「100分の167.5」とするに改める。

第6条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第5項中「100分の157.5」を「100分の162.5」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の鳥取市職員給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）、第3条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）及び第5条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（平成28年4月1日から施行日の前日までの間における退職者の取扱い）

3 前項の規定にかかわらず、平成28年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に退職した職員については、改正後の給与条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の任期付条例の規定は適用しない。

（給与の内払）

4 改正後の給与条例、改正後の特別職給与条例及び改正後の任期付条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の鳥取市職員給与条例、第3条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例又は第5条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の任期付条例の規定による給与の内払とみなす。

（平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

5 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の鳥取市職員給与条例（以下この条において「第2条改正後給与条例」という。）第8条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後給与条例第7条第3項及び第8条の規定の適用については、第7条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（一般行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、同項第2

号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については1万円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については1万円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、第8条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件

「(2) 扶養親族としての要件を欠
第2項第3号若しくは第5号
最初の3月31日の経過によ
く。」

を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは、

(3) 扶養親族たる子又は扶養親
た場合（前号に該当する場合

(4) 扶養親族たる子又は扶養親
場合（第1号に該当する場合

くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条
に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の
り、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除

と、同条第3項中「次の各
族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となっ

を除く。)

族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った

を除く。)

」

号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と読み替えるものとする。

- 6 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条改正後給与条例第8条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後給与条例第7条第3項及び第8条の規定の適用については、第7条第3項中「（一般行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、同項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、第8条第3項中「次の各号のいずれか」と

あるのは「第1号、第2号又は第5号」と読み替えるものとする。